

医薬品販売業許可証

氏名 株式会社ホスネット・ジャパン
(法人にあっては、名称)

営業所の名称 株式会社ホスネット・ジャパン広島第二センター

営業所の所在地 広島市西区庚午南二丁目33番37号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の規定により卸売販売業の許可を受けた者であることを証明する。

令和5年5月8日

広島市保健所長 上田 久仁子



令和5年5月25日から

有効期間

令和11年5月24日まで

取扱品目 全ての医療用医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品

(毒薬及び冷暗貯蔵医薬品を除く)

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることはできません。）

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島市を被告（訴訟において広島市を代表する者は広島市長となります。）として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消の訴えを提起することはできません。）